

# 大泉町家庭用防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドライン



**「一つの目（防犯カメラ）よりも  
たくさんの目で犯罪をなくそう」**

# 大泉町家庭用防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

## 1 目的

このガイドラインは、家庭用防犯カメラ設置補助金交付制度に伴い、個人住宅への家庭用防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、家庭用防犯カメラの有効性を確保するとともに、町民のプライバシーの保護を図ることを目的としています。

## 2 定義（要綱第2条関係）

### (1) 家庭用防犯カメラ

犯罪の予防を目的として継続的に設置され、住宅の敷地内を撮影するために屋外に固定して設置された装置をいいます。

### (2) 画像データ

家庭用防犯カメラにより撮影し、記録されたものをいいます。

### (3) 設置管理者（申請者）

家庭用防犯カメラおよび画像データの適切な管理運用を行う者をいいます。

## 3 設置（撮影区域および表示）について（要綱第5条関係）

(1) 家庭用防犯カメラは屋外に設置してください。

(2) 家庭用防犯カメラの設置にあたっては、犯罪の予防効果の向上と、プライバシーの保護との調和を図るため、不必要な個人の映像を撮影しないよう撮影区域を必要な範囲に限定することに努めなければなりません。

(3) やむを得ず撮影範囲に近隣の住宅の出入り口等が含まれる場合は、対象者宅の承諾をいただいでください。

(4) 家庭用防犯カメラの撮影区域または見やすい場所に、家庭用防犯カメラを設置していることを表示してください。

## 4 家庭用防犯カメラの操作および視聴について

家庭用防犯カメラの操作および視聴は、設置管理者またはその同居する者(以下、設置管理者等といいます。)が行うものとします。

## 5 画像データの適正な管理について

- (1) 画像データが外部に漏れることがないように、慎重な管理を行ってください。
- (2) 画像データの保存期間は2週間以内とし、不必要なデータ保存はしないでください。
- (3) 画像データは、設置管理者等以外の者が立ち入ることが出来ない場所で厳重に保管し、「6 画像の提供について」の場合を除いて、複写および外部への持ち出しは禁止といたします。
- (4) 画像データの加工は禁止とし、保存期間が終了した時は、上書きまたは初期化により消去することとします。
- (5) 記録媒体(メモリーカード等)を破棄する場合、画像データの読み取りまたは復元ができないよう処分してください。

## 6 画像の提供について(要綱第10条(2)関係)

設置管理者は、次のいずれかに該当する場合に限り、第三者に画像データを提供することができます。

- (1) 法令等に定めがある場合。
- (2) 捜査機関から、犯罪または事故の捜査の目的で文書により画像データ提供の要請を受けた場合。
- (3) 個人の生命、身体または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。

## 7 秘密の保持について

設置管理者等は、家庭用防犯カメラの画像データから知り得た個人情報を第三者に漏らしてはなりません。また、それらを設置の目的以外の目的のために使用してはなりません。

防犯カメラに記録された画像データを取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律の例により適正に取り扱うものとします。

このことは、設置管理者等でなくなった後においても同様とします。

## 8 問い合わせ等への対応について

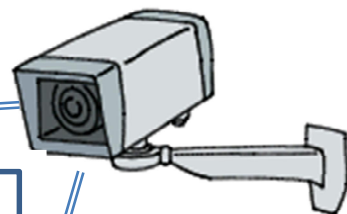
設置管理者は、家庭用防犯カメラに対する問い合わせや、苦情を受けた場合は誠実かつ、速やかに対応してください。

## 9 家庭用防犯カメラの保守点検について

設置管理者は、家庭用防犯カメラに関わる機器を定期的に点検してください。

## 10 その他

職員が設置宅を訪問し、設置状況を確認をさせていただきます。また、町が実施する設置に関するアンケートにつきましてもご協力をお願いいたします。



**防犯カメラ作動中**

**\* 必ず表示をお願いします。\***

平成 30 年 10 月 1 日より

〒370-0595 邑楽郡大泉町日の出 55 番 1 号  
大泉町役場 総務部安全安心課 地域安全係  
TEL 0276-63-3111 内線 842  
Fax 0276-63-3921